

アリス日本語学校横浜校

学 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は外国人に対する日本語教育を行い、国際化時代に通用する語学力と幅広い教養を身につけた人材を育てることを目的とする。

(名称)

第2条 本校はアリス日本語学校横浜校という。

英文名称は、「Alice Japanese Language School Yokohama-campus」とする。

(位置)

第3条 本校の位置を神奈川県横浜市中区根岸町三丁目176-2に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育のいっそうの充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業年限、定員、クラス並びに休業日

(コース、修業年限、収容定員、クラス)

第5条 本校のコース、修業年限並びに収容定員は次のとおりとする。

コース名	修業年限	収容定員	クラス数	昼夜の別
進学2年コース	2年	80名	4	昼
進学1年半コース	1年6カ月	60名	3	昼
計		140名	7	

2 前項の修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

(学年、学期)

第6条 本校の学年は次のとおりとする。

(1) 4月入学生は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(2) 10月入学生は、10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

(1) 4月入学生

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から3月31日まで

(2) 10月入学生

第1学期 10月1日から3月31日まで

第2学期 4月1日から9月30日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏季休業 7月20日～8月31日

(4) 冬季休業 12月14日～1月7日

(6) 春季休業 3月14日～4月10日

(7) GW休業 4月29日～5月6日

- (8) 開校記念日 10月1日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育コース、授業時間及び教職員組織

(教育コース、授業時数)

第8条 本校の授業時数は、次のとおりとする。

コース名	授業時間数
進学2年コース	1600時間
進学1年半コース	1200時間

(成績評価)

第9条 授業科目の評価は、学期末、学年末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

(始業及び終業)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は校長が定める。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員
- (4) 事務職員（生活指導担当者）

2 学校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了しているか、これと同等以上の学力を有する者とする。

(入学時期)

第13条 本校入学時期は、毎年4月または10月とする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続きは、次の通りとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第24条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日まで第24条に定める入学金・学費・諸経費等を納付し手続きをとらなければならない。

(入学取消)

第15条 校長は、入学の許可を受けた者が前項の手続きをとらないときは、入学許可を取り消すことができる。

(転入学、編入学、再入学)

第16条 学校長は、本校への転入学、編入学、再入学を志願する者については、欠員のある場合に

限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(休学、復学)

第 17 条 学生が疾病、その他やむを得ない事由により一時的に休学する場合は、その事由を記した休学願及び診断書等を提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は 4 月 1 日もしくは 10 月 1 日とする。
- 3 休学期間は 6 ヶ月とする。
- 4 休学願の提出締切日は次の通りとする。

休学期間	締切日
4 月 1 日～9 月 30 日	3 月 10 日
10 月 1 日～3 月 30 日	9 月 10 日

- 5 休学期間の延長を希望する者は、改めて休学願及び診断書等を提出し、校長の許可を受けなければならない。前項の締切日までに休学願が提出されない場合は、復学するものとする。
- 6 休学期間は通算して 2 年を超えることはできない。
- 7 休学期間は在籍年数には算入しない。

(退学)

第 18 条 退学しようとする者は、その事由を記した退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 19 条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、除籍することができる。

- (1) 第 5 条に規定する在学期間を超えた者。
- (2) 休学期間を経て、なお復学の見込みのない者。
- (3) 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促しても納付しない者。
- (4) 病気、その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者。
- (5) 長期間にわたり行方不明の者。
- (6) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (7) 学力劣等で成業の見込みが無いと認められる者。
- (8) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- (9) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

(進級とコース修了の認定)

第 20 条 第 9 条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は進級又はコース修了の認定を行う。

(卒業)

第 21 条 所定の修業年限以上在学し、校長がコースを修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

第 5 章 科目履修生

(科目履修生)

第 22 条 本校において開設する授業科目に対し、本校以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の授業に支障のない限り、選考の上科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。

第 6 章 賞 罰

(褒賞)

第 23 条 成績優秀者にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。

第7章 入学検定料・入学金・授業料・その他

(納付金)

第24条 本校の入学金、授業料等、その他必要事項は次の通りとする

コース名	選考料	入学金	授業料	設備費	教材費	育友会費・卒業時経費	合計
進学2年コース	20,000円	100,000円	1,120,000円	80,000円	80,000円	40,000	1,440,000円
進学1年半コース	20,000円	100,000円	840,000円	60,000円	60,000円	40,000	1,120,000円

2 既に納入した納付金は、返還しない。ただし、次の号に該当する場合はこの限りでない。

(1) 4月入学生は3/31、10月入学生は9/30までに入学辞退を申し出たもの、または査証申請時の特別な事情によって入国が困難となった者については、選考料、入学金を除き授業料などの納付金は返還するものとする

第8章 雑則

(学生寮)

第25条 学生寮に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第26条 健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第27条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

- 1) この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2) この学則の改正は、令和5年3月22日から施行する。
この改正による納付金の改正は令和6年度入学生から適用する。
- 3) この学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。